

雇児保発0401第2号
障障発0401第2号
平成25年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

（公印省略）

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

（公印省略）

教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設について

所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が一部改正され、関係法令が整備されたことに伴い、平成25年4月から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されることとなった。なお、この件については、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設について（通知）」（平成25年4月1日25文科高第9号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長連名通知）により、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事等あてに文部科学省から通知が行われている（別添参照）。

本制度は、祖父母等から子・孫名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した場合に、当該資金について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とするものである（注1）。この教育資金には、保育所や認定こども園、家庭的保育事業が行われる施設や一定の認可外保育施設に対して支払われる保育料も含まれることとなっている（注2）。

また、本制度においては、教育資金の用途を、金融機関が、学校等の発行する領収書等により確認することとされている。

本制度の概要及びQ&Aは、文部科学省ホームページに掲載されており、厚生労働省ホームページにもリンクを設けている（注3）。今後、この情報は随時更新される予定であるため、必要に応じて参照の上、管内市町村（特別区を含む。）を通じ、保育所等の関係者に周知願いたい。

(注1) 学校等以外の者に支払われるものについては500万円が限度となる。

(注2) 「教育資金」とは、学校等に対して直接支払われる、①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など、②学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用などの金銭をいい、ここでいう「学校等」のうち、保育に係る施設としては、以下の施設がある。

①保育所

②認定こども園

③障害児通所支援事業(児童発達支援を行う事業に限る。)が行われる施設

④家庭的保育事業が行われる施設

⑤児童の保育に関する事業であって市区町村が必要と認めるものが行われる施設

※ 具体的には、一定の質の確保を前提として、地域の保育需要に対応するため地方自治体が単独で補助等を行っている認可外保育施設が該当する。

⑥届出を行っている認可外保育施設であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項に該当するもの

※ 具体的には、認可外保育施設のうち、都道府県知事から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設がこれに該当する。なお、この施設は、利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設と同じ範囲を指すものである。

(注3) 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html